

ードナルド・J・トランプ米大統領のガザ紛争終結に向けた包括的計画 20 項目ー  
(ホワイトハウス公表資料よりジェットロ仮訳)

1. ガザは過激主義が排除されたテロのない地域となり、近隣諸国への脅威とならない。
2. ガザは、すでに十分な苦難を経験してきたガザの人々の利益のために再開発される。
3. 双方が本提案に合意した場合、戦闘は即時終結する。イスラエル軍は人質解放準備のため合意ラインまで撤退する。この間、空爆・砲撃を含む全ての軍事作戦は停止され、段階的完全撤退の条件が整うまで戦線は凍結される。
4. イスラエルが本合意を公に受諾してから 72 時間以内に、生存者・死亡者を問わず全人質が返還される。
5. 全ての人質解放後、イスラエルは終身刑囚 250 名に加え、2023 年 10 月 7 日以降に拘束された女性や子供を含むガザ住民 1,700 名を釈放する。遺体が返還されたイスラエル人人質 1 名につき、イスラエルは死亡したガザ住民 15 名の遺体を返還する。
6. 全ての人質が返還された後、平和的共存と武器廃棄を誓約したハマス構成員には恩赦を与える。ガザからの離脱を希望するハマス構成員には、受け入れ国への安全な通行路を提供する。
7. 本合意受諾後、ガザ地区への全面的な支援物資が直ちに送られる。支援物資の量は、少なくとも 2025 年 1 月 19 日の人道支援に関する合意に含まれた内容と同等とする。これにはインフラ（水道、電力、下水）の復旧、病院および製パン工場の復旧、瓦礫撤去および道路開通に必要な機材の搬入が含まれる。

8. ガザ地区における物資配布・支援活動は、国連およびその機関、赤新月社、並びにいずれの当事者とも一切関係のないその他の国際機関を通じ、両当事者の干渉を受けずに実施される。ラファ検問所の双方向開放は、2025年1月19日合意で実施されたのと同じメカニズムに従う。
9. ガザは、ガザ住民のための公共サービスおよび自治体の日常運営を担う、技術官僚的で非政治的なパレスチナ委員会の暫定的な移行統治下で統治される。この委員会には有能なパレスチナ人と国際専門家で構成され、新たな国際暫定機関「平和評議会」による監督・監視を受ける。同評議会はドナルド・J・トランプ大統領が議長を務め、トニー・ブレア元首相を含む他のメンバーおよび国家元首が参加する（詳細は後日発表）。この機関は、パレスチナ自治政府が2020年のトランプ大統領和平案やサウジ・フランス共同提案など各種構想で示された改革プログラムを完了し、ガザの統治を安全かつ効果的に回復できるまでの間、ガザ再建の枠組み策定と資金調達を担う。ガザ住民に奉仕し投資誘致に資する近代的・効率的な統治体制構築のため、国際的な最高水準を適用する。
10. 中東で繁栄する現代の奇跡の都市の誕生に貢献した専門家パネルを招集し、ガザを再建し活性化させるトランプ経済開発計画を策定する。善意ある国際団体によって多くの思慮深い投資提案や刺激的な開発構想が練られており、これらを総合的に検討し、将来のガザに雇用・機会・希望をもたらす投資を誘致・促進するための安全

保障・統治枠組みを構築する。

11. 参加国と交渉の上、優遇関税・アクセス率を適用する特別経済区を設置する。
12. ガザからの強制退去は行わず、希望者は自由に離脱・帰還できる。住民の残留を奨励し、より良いガザを築く機会を提供する。
13. ハマスおよびその他派閥は、直接的・間接的・いかなる形態においてもガザ統治に関与しないことに合意する。軍事・テロ・攻撃用インフラ（トンネル・兵器生産施設を含む）は全て破壊され、再建されない。独立監視団の監督下でガザの非軍事化プロセスを実施。合意に基づく廃棄処理により兵器を恒久的に使用不能化し、国際資金による買い取り・社会復帰プログラム（独立監視団による検証付き）で支援する。新たなガザは、繁栄する経済の構築と近隣諸国との平和的共存に全面的に取り組む。
14. 地域パートナーは、ハマスの義務を遵守し、新たなガザが近隣諸国や住民に脅威を与えないことを保証する。
15. 米国はアラブ・国際パートナーと連携し、ガザに即時展開する暫定的な国際安定化部隊（ISF）を創設する。ISFはガザで審査済みパレスチナ警察部隊の訓練・支援を行い、この分野で豊富な経験を持つヨルダン・エジプトと協議する。この部隊が長期的な内部治安解決策となる。ISFは新たに訓練を受けたパレスチナ警察部隊と共に、イスラエル・エジプトと協力し国境地域の安全確保を支援する。ガザへの弾薬

流入を阻止し、ガザ再建・活性化のための物資の迅速かつ安全な流通を促進することが極めて重要である。当事者間で衝突回避メカニズムが合意される。

16. イスラエルはガザを占領・併合しない。ISF が統制と安定を確立するにつれ、イスラエル国防軍（IDF）は、IDF、ISF、保証国、米国間で合意される非軍事化に関連する基準、マイルストーン、時間枠に基づき撤退する。その目的は、イスラエル、エジプト、およびその市民に対する脅威とならない安全なガザを実現することである。具体的には、IDF は占領するガザ地域を、移行当局との合意に基づき段階的に ISF に引き渡し、ガザから完全撤退する。ただし、テロ再燃の脅威からガザが適切に安全となるまで維持される境界線周辺の治安部隊は除く。

17. ハマスがこの提案を遅延または拒否した場合、拡大された支援活動を含む上記措置は、IDF から ISF に引き渡された非テロ地域において実施される。

18. 平和から得られる利益を強調することで、パレスチナ人とイスラエル人の意識と物語を変革すべく、寛容と平和的共存の価値観に基づく宗教間対話プロセスが確立される。

19. ガザ再開発が進み、パレスチナ自治政府（PA）の改革プログラムが忠実に実施されるにつれ、パレスチナ人民の願望として認識されるパレスチナ人の自己決定権と国家建設への信頼できる道筋が、ついに整う可能性がある。

20. 米国は、平和で繁栄した共存に向けた政治的展望に合意するため、イスラエルとパ

レスチナ間の対話を構築する。